

福井県報

号外第63号
平成28年
10月14日(金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

条例

(※は、県例規集登載事項)

目次

- ※福井県民生委員定数条例の一部を改正する条例(三六・地域福祉課)……………二
- ※福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(三七・子ども家庭課)……………二
- ※福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例等の一部を改正する条例(三八・地域産業・技術振興課)……………二
- ※ふくい農業ビジネスセンターの設置および管理に関する条例(三九・地域農業課)……………三
- ※福井県立体育施設の設置および管理に関する条例および福井県立青年の家設置条例の一部を改正する条例(四〇・スポーツ保健課)……………五
- ※福井県警察本部の部制に関する条例の一部を改正する条例(四一・警察本部警務課)……………六

本号で公布された 条例のあらまし

- ◇福井県民生委員定数条例の一部を改正する条例(第三十六号 地域福祉課)
 - 1 民生委員の任期満了に伴い、市町ごとの民生委員の定数を改正することとした。
 - 2 この条例は、平成二十八年十二月一日から施行することとした。
- ◇福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第三十七号 子ども家庭課)
 - 1 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部改正に伴い、情緒障害児短期治療施設の名称を児童心理治療施設に変更することとした。
 - 2 この条例は、一部の規定を除き、平成二十九年四月一日から施行することとした。
- ◇福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例等の一部を改正する条例(第三十八号 地域産業・技術振興課)
 - 一 福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例の一部改正関係
福井県産業振興施設(サンドーム福井)の整備に伴い、利用料金の新設等を行うこととした。(第八条および別表関係)
 - 二 福井県工業技術センター設置条例の一部改正関係
福井県工業技術センターの所在地に越前市を追加することとした。(第二条関係)

- 三 福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正関係
福井県工業技術センターの設備の整備に伴い、使用料および手数料の新設を行うこととした。(別表関係)
- 四 この条例は、平成二十八年十一月二十五日から施行することとした。
- ◇ふくい農業ビジネスセンターの設置および管理に関する条例(第三十九号 地域農業課)
 - 1 農業経営に携わる人材を育成するとともに、農業資源および農産物を活用した交流の支援を行うことにより、もって農業の持続的かつ健全な発展および地域の活性化を図るため、ふくい農業ビジネスセンター(以下「センター」という。)を設置することとした。(第一条関係)
 - 2 センターは、越前市に置くこととした。(第二条関係)
 - 3 センターは、農業経営に関する研修の実施その他の業務を行うこととした。(第三条関係)
 - 4 使用の承認、使用料その他センターの利用に關し必要な事項を定めることとした。(第四条〜第八条関係)
 - 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇福井県立体育施設の設置および管理に関する条例および福井県立青年の家設置条例の一部を改正する条例(第四十号 教育庁スポーツ保健課)
 - 一 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例の一部改正関係
体育施設として福井県立艇庫を規定し、指定管理者制度を導入することとした。(第二条、第三条、第六条、第九条から第十一条までおよび別表関係)

- 二 福井県立青年の家設置条例の一部改正関係
福井県立三方青年の家艇庫の規定を廃止することとした。(第二条、第三条、第六条および別表関係)
- 三 施行期日
この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。
- ◇福井県警察本部の部制に関する条例の一部を改正する条例(第四十一号 警察本部警務課)
 - 1 警務部の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等に関するものを追加することとした。(第三条関係)
 - 2 この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行することとした。

を削り、同部に次のように加える。

作業室	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、四〇〇	一二、〇〇〇	一、二〇〇
別表第三イベントホール棟の部に次のように加える。					
無線LAN設備	一式	一〇、〇〇〇			
別表第三管理会議棟の部に次のように加える。					
電気炉	一台	六〇〇			
別表第三備考中「およびCADシステム」を「、CADシステムおよび電気炉」に改める。					
別表第四管理会議棟の部産業観光ギャラリーの項中「産業観光ギャラリー」を「多目的エリア」に改め、同部デザイン展示コーナーの項を削る。					
(福井県工業技術センター設置条例の一部改正)					
第二条 福井県工業技術センター設置条例（昭和六十年福井県条例第二号）の一部を次のように改正する。					
第二条中「福井市」の下に「、越前市」を加える。					
(福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正)					
第三条 福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例（昭和六十年福井県条例第三号）の一部を次のように改正する。					
別表第一一号の表RF励起CO2レーザの項の次に次のように加える。					
レーザカッター	一時間につき	七〇〇			
別表第一一号の表光造形装置の項中「五、三四〇」を「二、七〇〇」に改め、同表フルカラー三次元プリンターの項の次に次のように加える。					

石膏積層造形装置	一時間につき	一、四〇〇
別表第一第一号の表インクジェット式パターニング装置の項の次に次のように加える。		
UVプリンター	一時間につき	五〇〇
別表第二の三の項1(六)中「七、八三〇」を「五、〇〇〇」に改める。		
附 則		
この条例は、平成二十八年十一月二十五日から施行する。		
ふくい農業ビジネスセンターの設置および管理に関する条例を公布する。		
平成二十八年十月十四日		
福井県知事 西川 一誠		
福井県条例第三十九号		
ふくい農業ビジネスセンターの設置および管理に関する条例		
(設置)		
第一条 農業経営に携わる人材を育成するとともに、農業資源および農産物を活用した交流の支援を行うことにより、もって農業の持続的かつ健全な発展および地域の活性化を図るため、ふくい農業ビジネスセンター（以下「センター」という。）を設置する。		
(位置)		
第二条 センターは、越前市に置く。		
(業務)		
第三条 センターは、次に掲げる業務を行う。		
一 農業経営に関する研修の実施		
二 農業資源および農産物を活用した交流に関する支援の実施		
三 前二号に掲げる業務を行うために必要		

な施設または設備の提供

四 前三号に掲げるもののほか、センターの設置の目的にふさわしい業務（使用の承認）

第四条 センターの施設または設備を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

（使用料）

第五条 センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

（使用料の不還付）

第六条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の免除）

第七条 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部または一部を免除することができる。

（規則への委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第五条関係）

区 分	金 額				摘 要
	午前九時から 午後一時まで	午後一時から 午後五時まで	午後五時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	
大研修室	一、六〇〇円	一、六〇〇円	二、七〇〇円	五、四〇〇円	使用者が冷暖房設備を使用する場合は、上記の金額にその十分の二に相当する額を加算した額とする。
視聴覚研修室	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、八〇〇円	三、七〇〇円	
中研修室(一)	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、八〇〇円	三、七〇〇円	
中研修室(二)	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、八〇〇円	三、七〇〇円	
小研修室	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、五〇〇円	三、四〇〇円	
調理実習室	一、八〇〇円	一、八〇〇円	二、一〇〇円	五、六〇〇円	

宿泊室	一人一泊につき 中学生以下の者 その他	一、五〇〇円 三、〇〇〇円	1 「中学生」とは、中学校に在学する者その他これに類する者をいう。 2 三歳未満の者の使用料は、無料とする。
体育館	三、〇〇〇円 三、〇〇〇円 六、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円	福井県立体育施設の設置および管理に関する条例および福井県立青年の家設置条例の一部を改正する条例を公布する。 平成二十八年十月十四日 福井県知事 西川 一誠 福井県条例第四十号 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例 (福井県立体育施設の設置および管理に関する条例の一部改正) 第一条 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例(昭和四十八年福井県条例第六号)の一部を次のように改正する。 第二条の表に次のように加える。	
福井県立艇庫	美浜町	第三条の表に次のように加える。	
福井県立艇庫	一 漕艇に必要な施設および設備の提供 二 漕艇に関する指導および助言 三 前二号に掲げるもののほか、設置の目的にふさわしい業務		
第六条第一項に次の一号を加える。 七 福井県立艇庫 第九条第四号中「またはホッケー」を「			

、ホッケーまたは漕艇」に改める。 第十条第一項に次の一号を加える。 四 福井県立艇庫 午前八時三十分から午後五時まで 第十一条第一項第一号中「および福井県立クライミングセンター」を「、福井県立クライミングセンターおよび福井県立艇庫」に改める。 別表に次のように加える。
--

福井県 立艇庫		審判艇		一艇一日につき		四、〇一〇円		燃料は、利用者の負担とする。	
研修室	全部を 使用する 場合	午前	午後	午前および午後以外の時 間帯一時間につき	一区画 につき	午前	午後	午前および午後 以外の時間帯一 時間につき	利用者が冷暖房 設備を使用する場 合の利用料金の額 は、承認額にその 十分の二に相当す る額を加算した額 とする。
トレーニング ーム		一人に つき	午前	午後		一般	一四〇円	学生等 六〇円	
</									

別表備考3中「午前九時」の下に「（福井県立ライフル射撃場および福井県立艇庫にあつては、午前八時三十分）」を、「から午後五時」の下に「（福井県立ライフル射撃場にあつては、午後五時十五分）」を加える。

（福井県立青年の家設置条例の一部改正）

第二条 福井県立青年の家設置条例（昭和三十八年福井県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「ならびに附属施設の設置」を削り、同条第二項および第三項を削る。

第三条第二項を削る。

第六条中「（艇庫を除く。）」を削り、「別表第一」を「別表」に改め、「艇庫を使用する者は別表第二に掲げる使用料を」を削る。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の福井県立体育施設の設置および管理に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定による指定管理者の指定およびこれに関し必要な手続、利用料金の承認その他改正後の条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

福井県警察本部の部制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年十月十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第四十一号

福井県警察本部の部制に関する条例の一部を改正する条例

福井県警察本部の部制に関する条例（昭和二十九年福井県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

平成二十八年十月十四日印
平成二十八年十月十四日発

刷

発行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県
福井県福井市文京二丁目十九一二十 高桑印刷株式会社

☎六三三三番